

令和8年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

申告期限・・・令和8年2月2日（月）

期限間近の提出は窓口が大変混雑しますので、
令和8年1月23日（金）までの提出にご協力をお願いします。
なお、郵送により提出される方で、申告書（控用）に受付印を必要と
される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

坂 井 市

◆申告書提出先および問い合わせ先◆

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市役所 財務部税務課 固定資産税係

TEL (0776) 50-3023

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用として使用している機械、器具、備品等）の所有者にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告していただくことになっております。

つきましては、こちらの「申告の手引き」をご参照のうえ、申告してくださいますようお願ひいたします。

《 目 次 》

I 儻却資産の申告について			IV 申告においての留意点		
		(頁)			(頁)
1 申告していただく方	…	1	1 申告の対象となる資産	…	9
2 提出していただく書類	…	1	2 申告の対象とならない資産	…	9
3 申告の方法	…	1	3 耐用年数について	…	10
4 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方	…	2	<参考>少額の減価償却資産の取り扱いについて	…	10
5 実地調査協力のお願い	…	2	4 非課税及び課税標準の特例について	…	11
			<課税標準の特例が適用される資産の例>	…	11
II 儻却資産のあらまし			5 国税との主な比較	…	14
1 儻却資産とは	…	2			
2 儻却資産の種類と具体例	…	2	V 第26号様式の記載について		
3 業種別の主な償却資産	…	3	1 申告書の用途等	…	14
4 家屋と償却資産の区分	…	4	2 申告書等の記載例	…	14～
家屋と償却資産の区分表	…	4	・償却資産申告書	…	添付 1
テナント等が取り付けた附帯設備について	…	5	・種類別明細書 増加・全資産用	…	添付 2
5 大型特殊車両と償却資産の区分	…	5	減少資産用	…	添付 3
			一覧表	…	添付 4
III 儻却資産の評価と課税について			・償却資産Q&A		
1 儻却資産の課税について	…	6			
2 儻却資産の評価方法	…	6			
3 評価額の算出（計算例）	…	7			
<参考>減価残存率表	…	7			
【耐用年数表】	…	8			

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和8年1月1日現在、坂井市内に償却資産（次頁参照）を所有している法人または個人の方です。なお、次の方も申告が必要です。

1. 償却資産を他に賃貸している方
2. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
3. 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
4. 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
5. 償却資産を共有されている方
(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。)

2 提出していただく書類

償却資産の申告方法には、1月1日（賦課期日）現在所有している全ての資産を申告していただく「全資産申告」と、前年中に増加又は減少した資産を申告していただく「増減申告」があります。

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	●令和7年1月2日以降に新規に事業を開始された方 ●今回初めて申告される方	令和8年1月1日現在において所有されている <u>全ての償却資産</u> を申告してください。	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・ <u>全資産用</u>)
	●電算処理方式により申告される方	上記に加え、 <u>全ての償却資産の評価額</u> を算出し、申告してください。	※全資産を申告してください。
増減申告	●前年度（令和7年度）までに申告されている方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に <u>増加又は減少した償却資産</u> を申告してください。	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) (減少資産用)

※ 申告内容の確認のため、令和8年1月1日に最も近い償却額の計算に関する明細書（別表16(2)）又は減価償却費明細書のいずれかの写しの添付にご協力ください。

※ 電算処理方式により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和8年1月1日現在に所有するすべての資産について、評価額等を算出し、ご申告ください。（全資産申告）

3 申告の方法

1. 前年度に申告されている方は令和7年1月2日～令和8年1月1日までに取得又は減少した資産について申告をしてください。
2. 令和7年1月2日～令和8年1月1日までに資産の増減のない方は申告書の備考欄「□ 資産の増減なし」にチェック☑し、申告をしてください。
3. 新たに事業所を開設された方、又は前年度に申告をされていない方は、令和8年1月1日現在事業に使用されている全資産の申告をしてください。
4. 該当する償却資産をお持ちでない方も申告をお願いします。その際には、申告書の備考欄「□ 申告対象資産なし」にチェック☑し、申告をしてください。
5. 事業をやめたなど事業自体を行わなくなった場合は申告書の備考欄「□ 廃業・解散、転出等」にチェック☑し、日付並びにその理由等を記入して申告をしてください。
6. 申告書を郵送される方で、申告書（控用）に受付印を必要とされる方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

7. 翌年以降、同封の申告書を税理士あてに郵送ご希望の方は、申告書の備考欄に「税理士あて郵送希望」と記入してください。
8. 一般社団法人地方税電子化協議会の運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）による電子申告も可能です。（種類別明細書（全資産用）を忘れずに添付してください）

4 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

理由なくして申告しなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがありますほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

5 実地調査協力のお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて償却資産の実地調査を行う予定ですので、その際はご協力ををお願いいたします。

また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることができます。

なお、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いいたします。

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

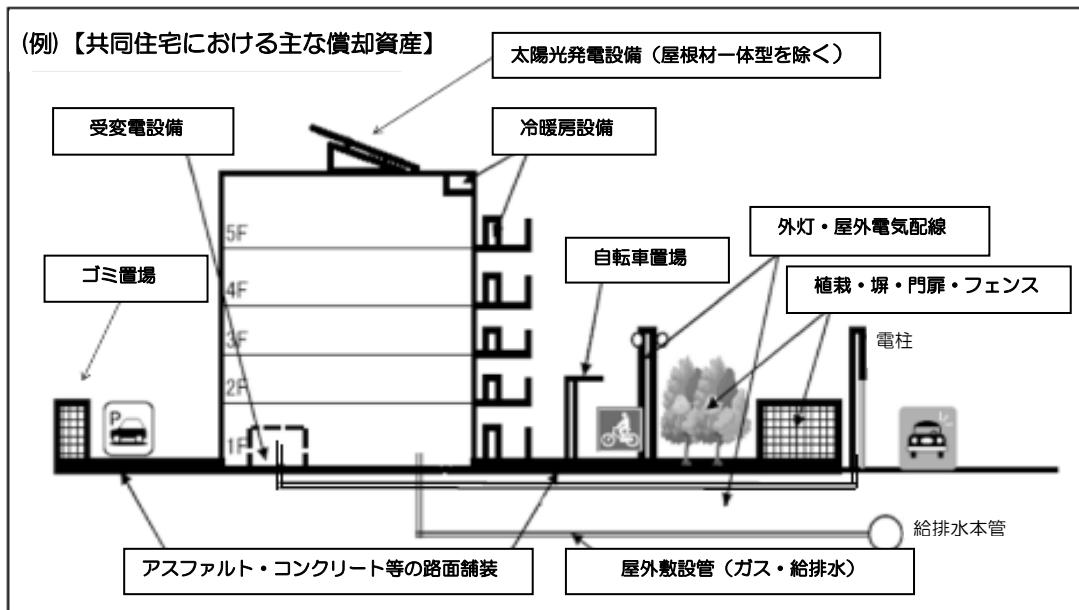
1. 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産。
2. 減価償却額が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のもの。ただし、繰延資産は除かれます。
3. 鉱業権、漁業権、特許権、その他無形減価償却資産は除かれます。
4. 自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車などは除かれます。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	井戸、門、塀、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、煙突、庭園、看板、外灯、その他土地に定着した設備等 家屋として評価されない建物（自転車置場、簡易プレハブ建物等）
	建物附属設備	受変電設備、中央監視装置、特定の生産又は業務用の設備等 テナントが賃貸家屋に施工した内装・建築設備等
機械及び装置		物品の製造、加工、修理等に使用する機械等 土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー等） 太陽光発電設備（屋根材と一体型を除く）等
船 舶		客船、貨物船、漁船、モーター舟、貸ボート、釣船等
航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具		大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09」「000~099」及び「9」「90~99」「900~999」）、台車、荷車、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等は除く） （参考）P.5
工具・器具及び備品		机、椅子、ロッカー、金庫、テレビ、複写機、パソコン、ファクシミリ、エアコン、応接セット、自動販売機、電話、測定工具、取付工具、医療用機器等

3 業種別の主な償却資産

業種	対象となる主な償却資産の例示
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、日よけ、室内装飾品等
理容・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算器、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習用設備、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチャージャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
不動産賃貸業	受変電設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、その他等
農業	ビニールハウス、農耕用車輌（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具、その他



4 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備などの建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。詳しくは、下記の「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

＜家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	償却資産	家屋
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、 店舗造作等工事一式		○
電気設備	受変電設備	設備一式	○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	○	
	中央監視設備	設備一式	○	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式	○	○
	電力引込設備	引込工事	○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○	○
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等	○	○
	LAN設備	設備一式	○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等	○	○
	監視カメラ（ITV） 設備	受像機（テレビ）、カメラ 配管・配線等	○	○
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式		○
	火災報知設備	設備一式		○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等	○	○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用） 中央式給湯設備、 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○	○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等	○	○
	衛生設備	設備一式		○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○	○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等 左記以外の設備	○	○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○	○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、 寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備	○	○
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備 上記以外の設備	○	○
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、 機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理 設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	○	
	外構工事	外構工事	○	

※ 上記はあくまで参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

〈テナント等が取り付けた附帯設備について〉

家屋の所有者以外の者（テナント等）が、自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産として取り扱われます。テナント等の方が償却資産としてご申告ください。

5 大型特殊車両と償却資産の区分

車両及び運搬具のうち、自動車税・軽自動車税の課税対象となっている資産については、償却資産の対象とはなりません。

詳しくは、下記の「大型特殊車両と償却資産の区分表」を参考にしてください。

〈大型特殊車両と償却資産の区分表〉

区分	自動車の大きさ				規格	自動車の種別	償却資産申告
	長さ	幅	高さ	最高時速			
特殊作業用車 ロードローダ、 タイヤローラ、 ロータリ除雪自動車、 フォークリフト 等	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15km/時 未満	左の基準を 全て 満たすもの	小型 特殊自動車	不要
					左の基準を 一つでも 超えるもの	大型 特殊自動車	必要
農耕作業用車 田植機、トラクター、 コンバイン 等	-	-	-	35km/時 未満	35km/時 未満	小型 特殊自動車	不要
					35km/時 以上	大型 特殊自動車	必要

III 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の課税について

区分	説明
納税義務者	令和8年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。
賦課期日	毎年1月1日が賦課期日となり、その年の途中に機械等を滅失してもその年度は課税されます。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）までに申告しなければなりません。これに基づき、毎年評価し、価格を決定します。
課税台帳の閲覧	価格が決定され課税台帳に登録されると、納税義務者は、課税台帳を閲覧することができます。詳細については「広報さかい」「坂井市ホームページ」でお知らせします。
税額	課税標準額に税率の1.4%を乗じた額です。 ＜計算例＞ (課税標準額) (税率) (税額) $2,000,000\text{円} \times 1.4\% = 28,000\text{円}$
免税点	償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が150万円未満の場合は課税されません。（免税点未満と判断される場合も、申告は必要です。）
納期	5月、7月、12月、翌年2月の4回の納期に分け、土地・家屋と合算して納税していただくことになります。

2 償却資産の評価方法

償却資産評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

評価額の算定方法

- 前年中に取得した資産（初年度については、一律に半年償却を行います）
$$\dots \text{ 取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応する減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$
- 前年前に取得した資産
$$\dots \text{ 前年度評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応する減価率}) = \text{評価額}$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%を下回る場合は、取得金額の5%が評価額となります。

3 評価額の算出（計算例）

（1）減価残存率の算出（下記の表も参考にしてください）

耐用年数	減価率	半年分の減価残存率	1年分の減価残存率
5年	0.369	$0.815 = 1 - \frac{0.369}{2}$	$0.631 = 1 - 0.369$
8年	0.250	$0.875 = 1 - \frac{0.250}{2}$	$0.750 = 1 - 0.250$

（2）評価額の算出

取得時期	取得価額	耐用年数	令和7年度	令和8年度
令和6年7月	3,000,000	5年	$3,000,000 \times 0.815 = 2,445,000$	$2,445,000 \times 0.631 = 1,542,795$
令和7年9月	5,000,000	8年	—	$5,000,000 \times 0.875 = 4,375,000$
計			2,445,000	5,917,795

＜参考＞

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	60	0.038	0.981	0.962

【耐用年数表】

資産の種類	構造・用途	細目	耐用年数
1. 構築物・建物附属設備	舗装道路及び舗装路面	コンクリート、ブロック敷	15
		アスファルト敷	10
	農業用ビニールハウス	コンクリート造のもの（果樹棚、ホップ棚）	14
		コンクリート造のもの（その他のもの）	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		その他のもの	8
	店用簡易装備	カウンター、内装、ショーウィンドウ	3
2. 機械及び装置	印刷業、印刷関連業用	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
	農業用設備		7
	林業用設備		5
	漁業用設備		5
	通信業用設備		9
	飲食料品卸売業用設備		10
	宿泊業用設備		10
	飲食店業用設備		8
	洗濯業、理容・美容業用設備		13
	自動車整備業用設備		15
	その他の小売業用設備	ガソリンスタンド設備	8
6. 工具・器具および備品	家具、電気機器、家庭用品	事務机、いす、キャビネット（金属製）	15
		陳列棚、陳列ケース（冷凍、冷蔵機能つき）	6
		陳列棚、陳列ケース（その他のもの）	8
		冷房用、暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機、等	6
		氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式を除く）	4
		繊維製品（カーテン、座布団、寝具）	3
	事務機器、通信機器	電子計算機（パソコン）	4
		電子計算機（その他のもの）	5
		複写機、金銭登録機、タイムレコーダー	5
		その他の事務機器	5
		ファクシミリ	5
		インターホン、放送用設備	6
		看板	3
	理容・美容機器		5

※上の表にあるものはごく一部の資産です。

表中ない資産につきましては、国税庁のホームページでご確認ください。

IV 申告においての留意点

1 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も対象になります。

1. 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
2. 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
3. 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
4. 未稼働資産（まだ稼働していないが、すでに完成している資産）
5. 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
6. 福利厚生の用に供するもの
7. 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの（*1）
8. 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産（*2）
9. 法人税及び所得税の取扱いにおいて、減価償却資産に該当するとされる美術品等
国税で基本通達の一部改正が行われ、①取得価額が1点100万円未満のもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）、②取得価額が1点100万円以上であって時の経過により価値の減少することが明らかなもの、は償却資産に該当します。

注：（*1）（*2）については、次ページの＜参考＞をご参照ください。

2 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

1. 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
 2. 無形固定資産（例：鉱業権、特許権、ソフトウェア等）
 3. 繰延資産
 4. 少額資産等
- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入しているもの（固定資産として計上していないもの）（*3）
- 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの（*4）
- 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（*5）

注：（*3）（*4）（*5）については、次ページの＜参考＞をご参照ください。

3 耐用年数について

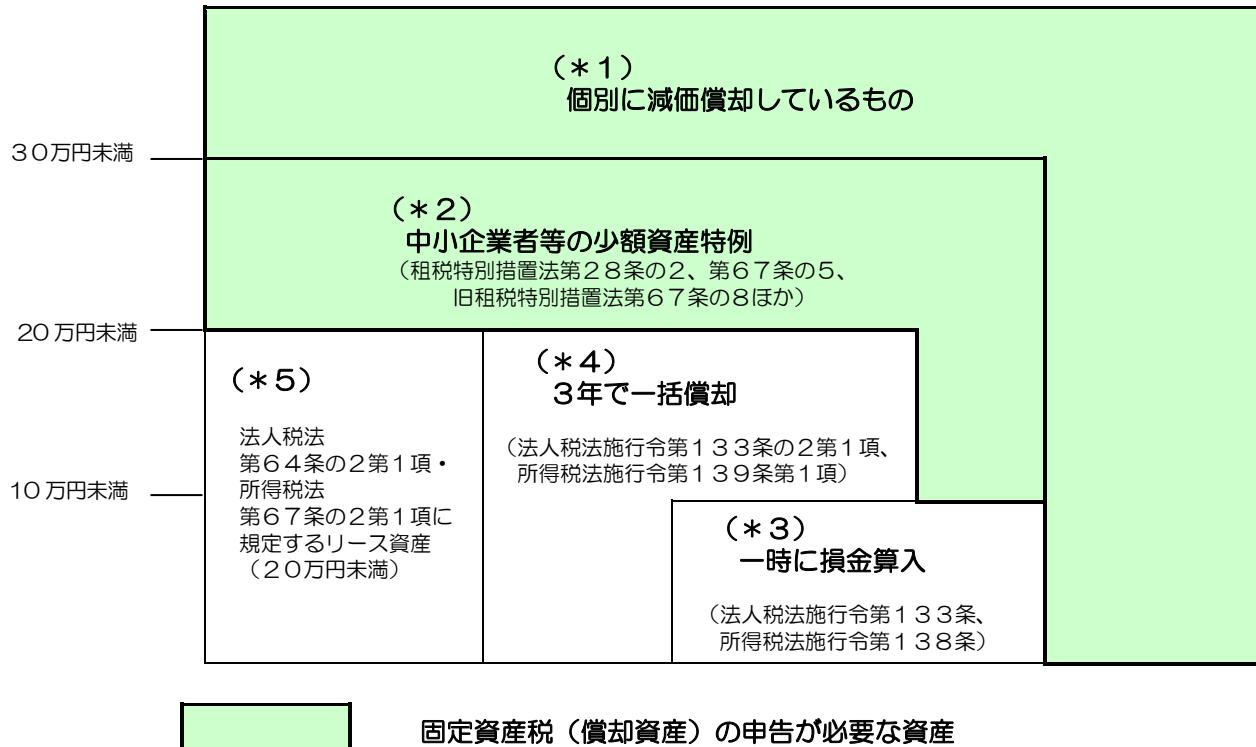
平成20年税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正があり、機械及び装置を中心に減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。固定資産税（償却資産）においては、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数表に基づく申告をいただくようになっておりました。今回お送りした一覧表の中で、耐用年数が変更になっているにもかかわらず、旧耐用年数のままとなっている機械装置等がありましたら、旧耐用年数を新耐用年数に赤字で訂正し、右側の摘要欄にも「耐」と記入してご提出ください。

＜参考＞

少額の減価償却資産の取り扱いについて

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの及び法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。（下図をご参照ください）



4 非課税及び課税標準の特例について

地方税法第348条に定める資産については、非課税の措置が講じられており固定資産税が課税されません。また地方税法第349条の3、同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、「非課税適用申請書」もしくは「特例該当資産であることを証する添付書類」とともに申告してください。

＜課税標準の特例が適用される資産の例＞

【中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画書」に基づき取得した一定の先端設備等に係る課税標準の特例措置】

※令和5年4月1日～令和7年3月31日に取得【旧地方税法附則第15条44項】

※1 中小事業者等とは

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人や個人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下
(大企業の子会社を除く)

以下のすべての要件を満たすもの

- ・生産、販売活動等に直接供するもの
- ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されたもの
- ・中古資産でないこと

取得時期	対象設備（最低取得価格※）	特例率	添付書類
令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	機械及び装置（160万円以上）	1/2 (3年間)	・「市から認定を受けた先端設備等導入計画」の写し
	測定道具・検査工具（30万円以上）		・「先端導入計画認定書」の写し
	器具・備品（30万円以上）		・従業員へ賃上げ方針を表明したことの証する書面の写し（賃上げ表明を計画内に記載した場合）★
	建物附属設備（60万円以上） ※償却資産分		

※最低取得価格・・・一台又は一基（もしくは一組又は一式）。

★従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産

→5年間、課税標準額を3分の1に軽減

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産

→4年間、課税標準額を3分の1に軽減

【中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画書」に基づき取得した一定の先端設備等に係る課税標準の特例措置】

※令和7年4月1日以降取得【地方税法附則第15条43項】

※1 中小事業者等とは

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人や個人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下
(大企業の子会社を除く)

以下のすべての要件を満たすもの

- ・生産、販売活動等に直接供するもの
- ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されたもの
- ・中古資産でないこと
- ・従業員に対する賃上げ方針(1.5%以上)の表明を計画内に記載していること

取得時期	対象設備(最低取得価格※)	特例率	添付書類
令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	機械及び装置(160万円以上)	賃上げ方針による (★)	・「市から認定を受けた先端設備等導入計画」の写し
	測定道具・検査工具(30万円以上)		・「先端導入計画認定書」の写し
	器具・備品(30万円以上)		・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
	建物附属設備(60万円以上) ※償却資産分		

※最低取得価格・・・一台又は一基(もしくは一組又は一式)。

★従業員に対する賃上げ表明(%)による特例率

令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産かつ、賃上げ方針1.5%以上
→3年間、課税標準額を2分の1に軽減

令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産かつ、賃上げ方針3.0%以上
→5年間、課税標準額を4分の1に軽減

※1.5%未満は特例の適用はありません。

【再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置】

取得期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

対象設備	発電電力	特例率	要件
太陽光発電設備	1,000 kW以上	3/4	FIT・FIP認定外 (★)
	1,000 kW未満	2/3	
風力発電設備	20 kW以上	2/3	FIT・FIP認定
	20 kW未満	3/4	
中小水力発電設備	5,000 kW以上	3/4	FIT・FIP認定
	5,000 kW未満	1/2	
地熱発電設備	1,000 kW以上	1/2	FIT・FIP認定
	1,000 kW未満	2/3	
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3	FIT・FIP認定
	1万kW未満	1/2	

★太陽光発電設備については、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※1）または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※2）に限る。

※1 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した 1,000 kW未満の設備。なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

※2 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した 50 kW 以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）

- ①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）
- ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
- ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

〈添付資料〉

○太陽光発電設備

- ・上記※1、※2に関する補助金の交付が確定したことがわかる書類の写し
- ・出力規模等の一定要件を満たすことがわかる資料（仕様書・見積書等）

○その他発電設備

- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し

※設置場所がわかる書類（地図等）があれば、あわせてご提出ください。

※この他にも地方税法の規定により、課税標準額の特例適用資産がありますので、詳しくはお問い合わせください

5 国税との主な比較

項目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却資産の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、『固定資産評価基準』(地方税法第388条に基づく総務大臣の告示)に定める減価率によります。	【平成19年3月31日以前取得】旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】定率法、定額法等の選択制度(建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】定率法、定額法等の選択制度(建物及び構築物・建物付属設備については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められません(※1)	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます(※2)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず、認められません(※3)	認められます

※1 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は圧縮前の取得価額を記入してください。

※2 増加償却の適用を行っている資産を所有されている場合は、税務署長への「増加償却の届出書」の写を申告書に添付してください。

※3 租税特別措置法により中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を一定期間に取得した場合、損金算入する特例が認められていますが、固定資産税では認められません。よって、課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

V 第26号様式の記載について

1 申告書の用途等

- この申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法第383条又は第745条第1項の規定により、市町村長又は都道府県知事へ、当該償却資産の申告をする場合に使用するものです。
- 償却資産の申告は、「償却資産申告書」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」の3種類を1組として提出することになります。

2 申告書等の記載例

- ・ 傷却資産申告書の記載例 … 添付1
- ・ 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例 … 添付2
- ・ 種類別明細書(減少資産用)の記載例 … 添付3
- ・ 種類別明細書(一覧表)の記載例 … 添付4

(添付1) 償却資産申告書の記載例

印字してある箇所で、誤りまたは修正したい事項がある場合は、赤字で正しい事項に訂正してください。

受付印		坂井市長 殿		令和8年度 償却資産申告書		※ 所有者コード	
所有者	1 住所 (又は納税通知書送達先)	910-0592 さかわいしさかいちょうしょしんじょう 坂井市坂井町下新庄1-1		3 個人番号又は法人番号			8 短縮耐用年数の承認 有・無
	2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	かぶしきがいしゃ さかい 株式会社 さかい 代表取締役 坂井 一郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金の金額)	土木建築工事施工 (10 20)百万円		9 増加償却の届出 有・無
		TEL(0776-66-1500)		5 事業開始年月	昭和 50年 4月		10 非課税該当資産 有・無
				6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理 坂井一郎 TEL(0776-66-1500)		11 課税標準の特例 有・無
				7 税理士等の氏名	税理士 福井太郎 TEL(0776-50-3023)		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
				13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法			
				14 青色申告 有・無			
				この申告に対し、直接応答される方の名前を書いてください。			
資産の種類		取 得 価 額					
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (=)		
1	構築物	1,000,000			1,000,000		
2	機械及び装置	70,000,000	令和7年1月1日現在の全資産の取得価額の合計額を記入してください。 (新規以外の方は印字されます。)	1,000,000	71,000,000		
3	船舶			0	0		
4	航空機			0	0		
5	車輛及び運搬工具	3,000,000			3,000,000		
6	工具、器具及び備品	2,000,000	400,000	550,000	2,150,000		
7	合計	76,000,000	400,000	1,550,000	77,150,000		
資産の種類		※ 評価額 (赤)	※ 決定価格 (赤)	※ 課税標準額 (赤)			
		令和7年1月～令和7年12月までに減少(売却、滅失等)したものの合計額を記入してください。					
3	船舶						
4	航空機	令和7年1月～令和7年12月までに取得された資産の取得価額を記入してください。					
5	車輛及び運搬工具						
6	工具、器具及び備品		令和8年1月1日現在に申告された全資産の取得額の合計です。				
7	合計						
15 市(区)町村内における事業所		① 坂井市坂井町下新庄1-1 ② 坂井市三国町中央一丁目5-1					
等資産の所在		2箇所以上の事業所が有る場合は、主たる番号を〇で囲んでください。					
16 借用資産 (有・無)		貸主の名称等 株式会社 坂井リース					
17 事業所用家屋の所有区分		自己所有・借家					
18 備考(添付書類等)		以下の項目に該当する場合は、記入してください					
□ 資産増減なし							
□ 申告対象資産なし							
□ 廃業・解散、転出等		年 月 日					
		この項目に該当する場合は、□内にチェック☑を入れてください。 廃業、解散、転出、名称変更等をした場合は、その旨と日付を記入してください。					

※ 新規に申告される方は、1～18のすべての項目について記入してください。

(添付2) 種類別明細書の記載例

何枚のうち何枚目かを記載してください。

令和8年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	※ (口)減価残存率	※ (ハ)※課税標準の特例率コード	※ 価額	※ 課税標準額	増加事由	摘要	1 枚のうち 1 枚目	第二十六号様式別表一
					年号	年	月										
01	2		デジタル印刷システム設備	1	5	7	3	1,000,000	4	0.					①② 3・4		
02	6		パソコン(KA-220)	1	5	7	9	300,000	4	0.					①② 3・4		
03	6		エアコン(I-333)	1	5	7	11	250,000	6	0.					①② 3・4		
04										0.					1・2 3・4		
05										0.					1・2 3・4		
06																	
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

注意

- 太わくの中だけ書いてください。(用紙が不足する場合はコピーしてください)。
- 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ 4 その他 のいずれかに○印を付けてください。
- ※印欄は記入しないでください。ただし、「資産コード」の欄は、独自に機械番号・管理番号をお持ちであれば、そのコードを記入してください。

(添付3) 種類別明細書の記載例

何枚のうち何枚目かを記載してください。

第二十六号様式別表二

令和8年度

種類別明細書(減少資産用)

※ 所有者コード			

所有者氏名	株式会社 さかい	1 枚のうち
		1 枚目

行番号	資産の種類	抹消コード (品目番号)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘要			
					年号	年	月				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他	1 全部	2 一部	
01	6	123 456 789	パソコン(KA-4000)	1	4	14	4	200,000	4		1 (2) 3 4	1 2					
02	6	101 112 131	エアコン(ZEI-5000)	1	4	11	4	200,000	6		1 (2) 3 4	1 2					
03											1 2 3 4	1 2					
04											1 2 3 4	1 2					
05											1 2 3 4	1 2					
06			同封の償却資産一覧表の資産種類、品目番号を転記してください。														
07																	
08			前年中に減少した資産の数量を書いてください。														
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

(添付4) 種類別明細書(一覧表)の記載例
(修正をされる場合)

誤りまたは修正したい事項がある場合には、赤字で正しい事項に訂正してご提出ください。

182109 坂井市

令和8年度 種類別明細書(一覧表)

行政区	住所	世帯	ページ
所有者コード			枚のうち
			枚目

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬
3	船舶	6	工具、器具及び備品

住所	919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
氏名	株式会社 さかい

行番号	異動区分			資産の種類	品目番号 (1点No.)	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	1月1日現在評価額	5%課税標準の特例率	課税標準額	税額の特例率	摘要	
	減少	修正	増加						年号	年	月									
01	1	2	3	1			アスファルト舗装	1	4	8	3	980,000	10							
02	1	2	3	2			洗浄機	1	4	15	4	1,000,000	8							
03	1	2	3	6			エアコン(I-333)	1	5	1	8	200,000	4							
04	1	2	3																	
05	1	2	3																	
06	1	2	3																	
07	1	2	3																	
08	1	2	3																	
09	1	2	3																	
10	1	2	3																	
11	1	2	3																	
12	1	2	3																	
13	1	2	3																	
14	1	2	3																	
15	1	2	3																	
								合計				2,180,000								
												-2,200,000								

増加事由

- 1.新品取得
2.中古品取得
3.移動による受入れ
4.その他

償却資産Q & A

Q 儻却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 儻却資産は、土地・家屋と異なり登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在（賦課期日）の資産を申告する義務があります。

Q 毎年、税務署へ確定申告していますが、市に申告しないといけないのですか？

A 申告が必要です。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税（償却資産）に関するものです。

Q 今年、初めて申告書が送られてきました。どのようにすればよいですか？

A 倉庫や工場、店舗、アパート等を新築されたなど事業用資産（償却資産）が発生し得る場合、資産の所有者から申し出が無くとも、償却資産の申告書をお送りしております。償却資産をお持ちの場合は、「申告の手引き」をご参照いただき、申告書にご記入の上、ご提出ください。
また、該当する資産が無いと思われる場合であっても申告書の提出をお願いします。

Q 資産の内容に変更が無くても申告しないといけないですか？

A 申告してください。償却資産申告書の右下の備考欄「□ 資産増減なし」にチェック☑してご提出ください。

Q アパート経営を始めました。償却資産を申告する必要がありますか？

A アパート経営は不動産賃貸業にあたり申告が必要です。塀などの外構工事、駐車場の舗装工事などが対象です。詳しくは、3ページをご確認ください。

Q リース資産は、申告対象になりますか？

A 通常の賃貸借契約（期間満了後に回収）によるリースについては、貸主に申告していただきます。ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することとなります。

Q フォークリフトやトラクターなどは償却資産として申告する必要がありますか？

A 道路運送車両法において大型特殊自動車にあたるものについては、償却資産の対象となります。自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原付自動車・軽自動車・小型特殊自動車については、償却資産の課税対象にはなりません

～おねがい～

坂井市では、正確で迅速な評価事務を行うため、償却資産の評価計算を一品ごとに電子計算機で算定しています。提出していただく申告書、種類別明細書はそのまま電子計算機への入力原票として使用いたしますので、「申告の記載例」により正しくご記入くださいますようお願いいたします。

申告時期は何かとご多忙のおりかと存じますが、申告期限（令和8年度分は2月2日）間近になりますと受付が混雑し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんので、なるべく1月23日までに申告書を提出くださいますようお願いいたします。

※資産の移動が多くて用紙が不足する場合は、恐れ入りますが、コピーまたは坂井市ホームページ（<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>）からダウンロードして使用していただか、税務課までご連絡をお願いいたします。

～お知らせ～

平成23年12月19日から地方税電子化協議会の運営する地方税ポータルシステム（eLTA
X：エルタックス）による電子申告の受付を開始しました。

- ・インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- ・利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- ・PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

※坂井市ではプレ申告データの送信を行いませんのでご了承ください。

利用開始・利用方法はeLTAヘルプデスクまでお問合せください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

電話：0570-081459